令和6年4月1日より警備業法等の一部が改正されます!

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和6年4月1日より警備業法や警備業法施行規則が一部改正され、下記項目が変更となります(詳細は改正法及び質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第6号)をご確認下さい。)。

改正① 認定証の廃止

- 認定証が廃止されます。
- 認定証が廃止されることに伴い、認定証の再交付申請、書換申請及び返納義務についても廃止されます。

改正② 標識の掲示義務等

- ・ 認定を受けたことを示す標識を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 標識をウェブサイトに掲示しなければなりません(除外される場合を除く。)。
 除外される場合・常時使用する従業者の数が5名以下である場合・当該警備業者がウェブサイトを有していない場合

留意事項

〇認定証について

改正後、交付している認定証は警察署で回収しませんので各自で処分をお願いします。

○標識について

警備業者が自ら作成する必要があります。

標識の様式は、警備業法施行規則別記様式第2号で規定されます(右表参照)。改正後、奈良県警察の

で規定されます(右表参照)。改正後、奈良県警察の ウェブサイトにも様式(Word)を掲載いたしますので 活用してください。

〇ウェブサイトの標識の掲載方法について

- 一般的な方法として下記の例が挙げられます。
- ① ホームページのトップページに標識を縮尺 表示したものを表示する方法
- ②「標識はこちら」等と表示してPDF等に変換した標識データを表示させる方法

〇申請書等の様式の変更について

「法第11条第4項変更届出書」が「法第11条第3項変更届出書」に、「認定証」が「認定」に変更されます。なお、当分の間、改正前の様式を訂正して使用することができます。

【問い合わせ先】

- ・営業所を管轄する警察署生活安全課
 - ·奈良県警察本部生活安全部 生活安全企画課許認可審査室営業係 TEL.0742-23-0110(内線:3043·3044)

標識の様式

別記様式第2号(第6条関係)

氏名又は名称

在

所

 警備業者

 認定をした公安委員会
 公安委員会

 認定の番号
 第

 号

 有効期間
 年月日から日まで

記載要領 所在拘削には、主たる営業所の所在的を記載すること。

地

- 備 考 1 文字及び特線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
 - 考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は日色とする。
 - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。